

議案第 5 4 号

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

清水町過疎地域持続的発展市町村計画（令和３年度～令和７年度）の一部を次のとおり変更する。

２ 移住・定住地域間交流の促進、人材育成（２）その対策中、「イ 歴史や地域資源を生かした学習「十勝清水学」による郷土愛の醸成を図る。」の次に「ウ 交流人口・関係人口創出の推進」を加え、（３）計画を次のように改める。

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	しみずマイホーム取得奨励金交付事業	町	
		移住者賃貸住宅家賃奨励金	町	
		定住促進賃貸住宅建設補助金交付事業	町	
		移住定住促進事業（移住体験住宅・移住相談会 他）	町	
		子育て移住体験事業（保育園留学）	町	
	(４)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	清水町地域活性化交流施設整備事業補助金 町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。	町	

５ 交通施設の整備、交通手段の確保（２）その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。中、「道路改良舗装整備事業（道路2,029m）」を「道路改良舗装整備事業（道路3,019m）」に、「道路舗装改修事業（道路5,270m）」を「道路舗装改修事業（道路5,727m）」に、「道路舗装補修事業（道路3,450m）」を「道路舗装補修事業

（道路3,365m）」に、ウ 交通安全対策として、市街地の道路改良と合わせて歩道の整備を図る。中、「歩道改修事業（歩道2,600m）」を「歩道改修事業（歩道2,605m）」に改める。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分を次のとおり改める。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	清水町地域活性化交流施設整備事業補助金 町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農地整備推進事業 本町の基幹産業である農業は、大型酪農、肉牛等の畜産と小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を主要作物とする畑作を中心に大規模経営を主体に展開しているが、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、生産者もコストの削減を行いながら生産性を高める努力をしているところであり、また、安全で高品質な生産を行うため、土づくりを基本としたクリーン農業を推進し、農地の基盤整備を進めている。 農地の整備にあたって、生産者の経費負担が大きく、経営が圧迫されることから、基盤整備事業推進の大きな課題であるため、受益者負担分について補助し安定的な経営を推進する。 この事業を実施することにより、農地の基盤整備が進み、安定的な経営と生産性の向上が図られる。	町	